

2022年3月17日

国際会計基準審議会 御中

公開草案 (ED/2021/9) 「特約条項付の非流動負債

(IAS 第1号の修正案)」に対するコメント

1. 企業会計基準委員会（以下「ASBJ」又は「我々」という。）は、2021年11月に公表された国際会計基準審議会（IASB）の公開草案「特約条項付の非流動負債（IAS 第1号の修正案）」（以下「本公開草案」という。）に対して、我々のコメントを提供する機会を歓迎する。
2. 我々は、特定の事実パターンにおいて、「負債の流動又は非流動への分類」（2020年修正）を適用した結果生じる懸念を解決するために、企業が報告期間後12か月以内に遵守しなければならない条件は、負債の流動又は非流動への分類に影響を与えないことを定める、本公開草案の提案に同意する。
3. しかしながら、コベナント付の負債を非流動に区分する場合に、財政状態計算書において区分して表示することを具体的に要求する提案並びに本公開草案第76ZA項(b)(ii)及び(iii)の開示要求の提案については、支持できないと考えている。
4. また、コベナント条件の開示を要求する本公開草案第76ZA項(b)(i)の提案については、大量の詳細な情報が提供されることとなる可能性について懸念しており、ガイダンスの追加を提案する。
5. さらに、本公開草案第72C項については、新たな要求事項がコベナント付の長期借入金以外の他の種類の条件付決済を伴う負債に影響を与えることを避けるため提案されたものと認識しているが、我々は、異なる解釈が生じる可能性を懸念しており、第72C項を修正するか又は削除すべきと考えている。
6. そのほか、個々の質問に係る我々のコメントについては、別紙を参照されたい。

7. 我々のコメントが、IASB の将来の議論に貢献することを期待している。ご質問があれば、ご連絡いただきたい。

川西 安喜

企業会計基準委員会 副委員長

質問 1 — 分類及び開示（第 72B 項及び第 76ZA 項(b)）

当審議会は、IAS 第 1 号の第 69 項(d)を適用する目的上、企業が報告期間後 12 か月以内に遵守しなければならない所定の条件は、報告期間の末日現在で、負債の決済を報告期間後少なくとも 12 か月にわたり延期する権利を企業が有しているかどうかには影響を与えないと要求することを提案している。したがって、そのような条件は、負債の流動又は非流動への分類には影響を与えないこととなる。その代わりに、そのような条件の対象となっている負債を企業が非流動に分類する場合には、当該負債が 12 か月以内に返済すべきものとなる可能性があるというリスクを財務諸表利用者が評価できるようにする情報を注記において開示することを要求される。これには次の情報が含まれる。

- (a) 当該条件（例えば、その内容及び企業がそれを遵守しなければならない日付など）
- (b) 報告期間の末日現在の状況に基づくならば、企業が当該条件を遵守しているかどうか
- (c) 企業が報告期間の末日後に当該条件を遵守すると見込んでいるかどうか、及びどのように遵守すると見込んでいるか

結論の根拠の BC15 項から BC17 項及び BC23 項から BC26 項は、この提案についての当審議会の論拠を説明している。

この提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。提案に反対である場合、その代わりにどのような提案をするのか及びその理由を説明されたい。

1. 我々は、本レター本文に記載のとおり、企業が報告期間後 12 か月以内に遵守しなければならないコベナント条件が、負債の流動又は非流動への分類に影響を与えないとする本公開草案の提案を支持する。

コベナント条件の開示

2. 財務諸表利用者が、報告期間後に生じる将来の事象による支払時期の不確実性の判断に資する有用な情報を提供するために、企業が遵守することを要求されているコベナント条件を開示する必要があることに同意する。

3. ただし、借入金の場合、金融機関毎にコベナント条件が異なる可能性があり、厳密な定義が定められた財務条件及び非財務条件が複数ある場合には、大量の詳細な情報が提供されることとなる可能性について懸念がある。また、報告期間後 12 か月以内に違反が生じる可能性がほとんどないと企業が判断したコベナント条件については、開示情報の有用性に疑問がある。
4. 本公開草案は、コベナントが付された負債を非流動に分類する場合に開示を要求するものと認識している（本公開草案第 76ZA 項）。我々は、コストと便益の観点から、コベナント条件の開示が不要な場合と、どの程度詳細に開示するかについて、本公開草案による修正案が適用される場合（財政状態計算書において流動・非流動を区分する場合）と、適用されない場合の両者における開示水準の整合性を考慮する必要があると考えている（IFRS 第 7 号「金融商品：開示」第 31 項及び B3 項並びに IFRS 実務記述書第 2 号「重要性の判断の行使」第 81 項から第 83 項参照）。
5. そのため、違反の発生による帰結の重大性にかかわらず、違反の発生可能性がほとんどないと企業が判断した場合には、コベナント条件の開示は不要とすることを IAS 第 1 号の本文において明示的に定めることを提案する。
6. 加えて、コベナント条件をどの程度詳細に開示すべきかについては、企業における状況に照らして、コベナント条件への違反の帰結（影響の大きさ）と違反の発生確率の両方を考慮して、コベナント条件に関する情報の重要性を判断し、企業が開示水準を決定する定めを IAS 第 1 号の本文において追加することを提案する。
7. また、複数の負債に対して、集約することが適さないと考えられる異なる内容のコベナント条件が付されている場合、対象となる負債の帳簿価額の内訳についても開示を要求することを提案する。

報告期間の末日現在の状況に基づくならば、企業が当該条件を遵守しているかどうか

8. 「報告期間の末日現在の状況に基づくならば、企業が当該条件を遵守しているかどうか」の開示については、次の理由から情報の有用性に疑問があり、本公開草案の提案を支持しない。
 - (1) 非流動負債が 12 か月以内に返済すべきものとなる可能性があるというリスクについては、「企業が遵守することを要求されている条件」を開示することにより、企業が当該条件を遵守できない場合には、早期返済の可能性がある旨の情報を提供しているため、重ねて開示する必要はないと考えられる。

- (2) 報告日以後 12 か月以内に遵守することが求められる条件が、企業の事業の季節性を織り込んでいる場合、報告期間の末日現在の状況に基づき当該条件を遵守しているかどうかを開示することは、事業の季節性を反映せず、財務諸表利用者をミスリードする可能性がある。

企業が報告期間の末日後に当該条件を遵守すると見込んでいるかどうか及びどのように遵守すると見込んでいるか

9. 我々は、「企業が報告期間の末日後に当該条件を遵守すると見込んでいるかどうか及びどのように遵守すると見込んでいるか」の開示について、次の点について懸念がある。

- (1) 概念フレームワーク第 3.6 項に照らすと、コベナント条件の遵守に関する将来予測情報は、通常、財務諸表に含めるべき情報ではないと考えられる。もっとも、コベナント条件に違反すると見込んでおり、違反の影響が大きいと予測される場合には、コベナント条件の遵守に関する将来予測情報は、財務諸表利用者にとって有用な情報と考えられる。しかし、このような場合には、継続企業の前提に関する重大な疑義に該当する可能性があり、現在の IFRS 基準における継続企業の開示及び会計方針を適用する際の判断の開示要求（IAS 第 1 号第 25 項及び第 122 項）が適用されると考えられる。
- (2) 企業がコベナント条件を遵守することを見込んでいる場合、ボイラー・プレートの開示となる可能性がある。

10. したがって、我々は、コベナント条件の遵守見込みの開示について、新たに注記を要求することに反対する。

質問 2 — 表示（第 76ZA 項(a)）

当審議会は、非流動に分類した負債のうち、企業が決済を報告期間後少なくとも 12 か月にわたり延期する権利が、報告期間後 12 か月以内に所定の条件を遵守することを条件としている負債を、財政状態計算書において、区分して表示するよう企業に要求することを提案している。

結論の根拠の BC21 項から BC22 項は、この提案についての当審議会の論拠を説明している。

この提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。提案に反対である場合、当審

議会が検討した代替案（BC22 項参照）のいずれかに同意するか。その代わりにどのような提案をするのか及びその理由を説明されたい。

11. 我々は、本公開草案における区分表示の提案を支持しない。IAS 第 1 号第 55 項により目的適合性に応じて企業の判断を行使した上で区分表示が行われることとなるため、画一的に区分表示を要求する必要はないと考えている。また、企業が財政状態計算書において区分表示を行わない場合には、コベナントが付された負債の表示科目及び帳簿価額について開示を要求することを提案する。

質問 3 — 本提案のその他の側面

当審議会は次のことを提案している。

- (a) IAS 第 1 号の第 69 項(d)を適用する目的上、負債の決済を報告期間後少なくとも 12 か月にわたり延期する権利を企業が有していない状況を明確化する（第 72C 項）。
- (b) 修正を IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って遡及適用することを企業に要求し、早期適用を認める（第 139V 項）。
- (c) IAS 第 1 号の修正「負債の流動又は非流動への分類」の発効日を、公開後に決定する日付（ただし 2024 年 1 月 1 月以後とする）以後に開始する事業年度まで延期する（第 139U 項）。

結論の根拠の BC18 項から BC20 項及び BC30 項から BC32 項は、これらの提案についての当審議会の論拠を説明している。

これらの提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。提案のいずれかに反対である場合、その代わりにどのような提案をするのか及びその理由を説明されたい。

12. 本公開草案第 72C 項については、新たな要求事項がコベナント付の長期借入金以外の他の種類の条件付決済を伴う負債に影響を与えることを避けるためと認識している。ただし、我々は、このような IASB の意図と異なる解釈が生じる可能性を懸念している。そのため、本公開草案 BC19 項における趣旨を踏まえて、第 72C 項 (a) 又は (b) の状況は、第 72B 項における企業が遵守しなければならないコベナント条件の対象ではないという関係をより明らかにするよう、以下のとおり修正することが考えられる。

- (1) 第 72C 項柱書において、第 72C 項(a)又は(b)の状況は、第 72B 項における企業が遵守しなければならないコベナント条件の対象ではない旨を定める。
 - (2) コベナント付の長期借入金以外の他の種類の条件付決済を伴う負債の分類に影響を与える可能性があるため、第 72C 項柱書から「企業は（第 69 項(d)に記述したような）負債の決済を報告期間後少なくとも 12 か月にわたり延期する権利を有していない」を削除する。
 - (3) コベナントの非財務条件の場合、企業の将来の行動の影響を受けない可能性があるため、非財務条件が第 72C 項(b)に該当しないように、第 72C 項(b)の文言を明確化する。
13. もっとも、第 72C 項(a)又は(b)の状況は、企業に一定の行為を約束させる又は定期的に財務指標を確認するような借入金のコベナントに該当しないことは、通常、具体的な定めがなくとも理解可能であると考えられる。そのため、第 72C 項(a)又は(b)の状況は、企業が報告期間後 12 か月以内の負債の決済を延期するために遵守しなければならないコベナント条件の対象ではないことを定める必要性は必ずしも高くないと考えられる。むしろ、第 72C 項の定めを置くことで、却って本修正案の適用範囲について異なる解釈が生じ、コベナント付の長期借入金以外の他の種類の条件付決済を伴う負債に意図せぬ結果を招く可能性があるとも考えられる。
14. したがって、第 72C 項については、本レターの第 12 項で記載のとおり修正するか又は削除することを提案する。

以 上